

議案第2号

広告物景観形成地区の変更（素案）について

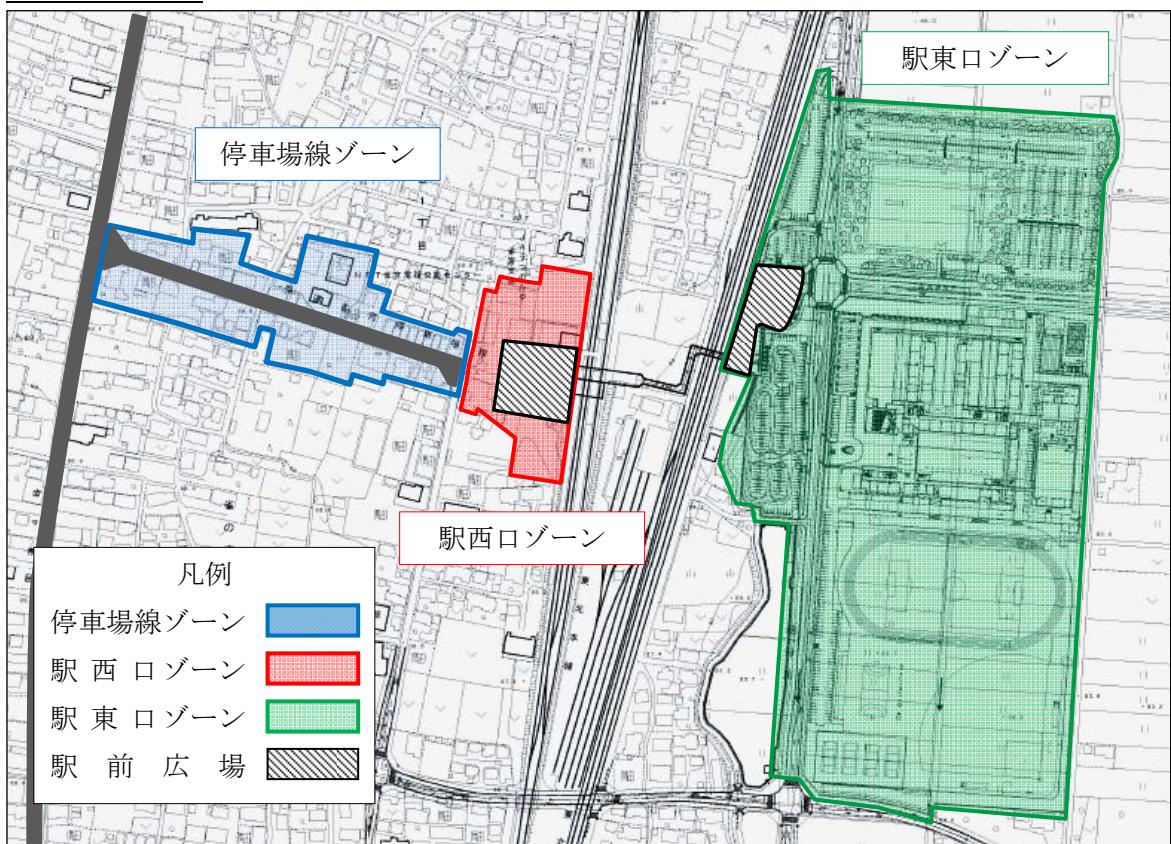
広告物景観形成地区の変更（素案）

1 広告物景観形成地区の名称

雀宮駅周辺地区

2 広告物景観形成地区の対象区域

宇都宮市雀宮町、雀の宮1丁目、雀の宮3丁目の各一部であって下図に示す区域
(約18ha)



3 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準

(1) 基本方針

雀宮駅周辺地区は、宇都宮市南部地域の玄関口であり、本市の拠点として、駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域である。

これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、当該地区を宇都宮市屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定するものである。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

ア 基本目標

南部地域の拠点として、安らぎと賑わいが調和した広告景観の形成を図る。

イ 基本的考え方

本地区は、宇都宮市南部の拠点であることから、人々が集い、ふれあう場所であるため、形状や面積、色彩などについては、周辺環境と調和するような適切な誘導を図り、安らぎの感じられる街並みを創出する。

(2) 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、別表に定める基準によるものとする。

(3) 経過措置

この基本方針及び基準の変更の際、現に雀宮駅周辺地区の停車場線ゾーンにおいて宇都宮市屋外広告物条例の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、当該ゾーンの指定の日から3年間は、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。

別表

種類	区分 基準	停車場線ゾーン	駅西口ゾーン	駅東口ゾーン		
屋上広告物		表示してはならない。				
独立広告物	高さ	地上から上端までが 15 メートル以下	地上から上端まで が 6 メートル以下			
	表示面積	1 面につき、 10 平方メートル以内				
壁面広告物	表示面積	利用し、又は表示する壁面の面積の 3 分の 1 以内で、かつ、表示面積の合計が 10 平方メートル以内		利用し、又は表示する壁面の面積の 3 分の 1 以内で、かつ、表示面積の合計が 20 平方メートル以内		
	位置	窓又は開口部をふさがないこと。				
突出広告物 (袖看板)	高さ	上端の高さは、建築物の軒の高さ以下				
	表示面積	1 面につき、 1.5 平方メートル以内で、かつ、合計 3 平方メートル以内				
	出幅	建築壁面から 1 メートル以内。ただし、道路へ突き出す場合は、道路上の出幅 1 メートル以内	建築壁面から 1 メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			
上記以外の広告物		宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第 2 に規定する第 3 種許可地域の基準を準用する。	宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第 2 に規定する第 1 種許可地域の基準を準用する。			
上記広告物に関する共通事項	種別	自家用広告物であること。				
	意匠	建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。				
	色彩	表示面の下地の色は、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度とすること。ただし、広告物の地の面積の 3 分の 1 以内で着色させる部分の色彩については、この限りではない。 ア R, YR 又は Y の場合 彩度 8 以下 イ G, GY, P, PB 又は RP の場合 彩度 6 以下 ウ B 又は BG の場合 彩度 4 以下				

	総表示面積	敷地内の表示面積の合計は、20平方メートル以内	
	照明等	広告物の照明は、派手な電飾、点滅照明、動光及び映像装置を使用しないこと。	

備考 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5平方メートル以内である場合には、この表の基準は適用しない。